

2016年6月13日

健保だより 7

新電元工業健康保険組合
理事長 中村 政則

健康診断の結果

健康の保持や増進は自分自身が主役です。年に1度実施している定期健康診断の結果を見て、数値を認識しましょう。

健康診断には一定の基準値が存在します。通常、基準値内に収まっている人が健康な人となりますが、個人差があるために基準値外でも健康な人や基準値内で不健康な人もいます。健康診断結果にある「基準値」は、100万人以上の健康な人の人間ドック結果から集めて得られた検査データを基に示されています。検査データの95%が含まれる範囲を抽出して、平均化した数値を基準値としています。基準値に採用されなかった残り5%の人も健康ではありますが、平均的ではないために基準値外としています。

基準値で注意したい点は、

「基準値＝平均値」

であって、必ずしも正常値と言い切れない側面があります。敢えて云うと

「基準値≠正常値」

なのです。又、検査結果が基準値外であっても、直ぐに病気であるとは断言出来ません。

例えば血圧最高値が160mmHgと基準値をオーバーしていても、今すぐに健康状態に特に問題が無い人も大勢いますし、140mmHg程度でも血栓（血の固まり）ができてしまい、心筋梗塞や脳梗塞にいたる人もいます。

とは云っても基準値外の結果を放置しておく、やはり罹患率（病気になる率）は高くなるので、自分で判断するのではなく必ず医療機関を受診して下さい。

もう1点は健康診断を毎年受ける事により、その時の数値だけでなく経年的な変化を見ることが可能です。基準値の範囲内にあっても、徐々に変化していると何れは基準値の外になってしまいます。このような変化を早期に気付く事によって、生活習慣などを改善して行けばかなりの疾病予防につながります。

健康診断結果はあくまで健康の目安であり、病気になる可能性を察知する目的に限られます。最終的に基準外の数値が病気によるものかどうかは、精密検査をしてドクターによる総合的な判断が欠かせません。もちろん、

「基準値に収まる＝健康である可能性が高い」

となります。

健康診断ではその時の基準値だけでなく、過去の自分と比較するためにも必ず毎年受診したいものです。

以上

マメ知識 ～休日・夜間診療などは高くつく～

○時間外、休日、深夜の診療

時間外、休日、深夜の診療には、通常の料金に規定の割増料金が加算されます。

医師が定めた診療時間外の受診は、初診の場合では850円、再診の場合では650円が加算されます。これが休日では初診時2500円、再診時1900円、深夜（PM10:00～翌AM6:00）になると、初診時4800円、再診時4200円が加算されることになっています。

○電話による医師への相談や往診も有料

一度医師に診てもらった後、容態が心配になって医師に電話をして指示を求めるような場合も、再診の場合と同じ医療費が請求されます。又、往診をしてもらうと、時間内でも7200円が加算されます。夜間や深夜の場合は、更に割増料金になります。

やむを得ないとき以外は、こうした事も考慮して受診しましょう。

時間外・休日・夜間受診の加算額（一般的な診療所）

時間帯	初診時			再診時		
	初診料	加算額	計	再診料	加算額	計
時間外	2820円	850円	3670円	720円	650円	1370円
休日		2500円	5320円		1900円	2620円
深夜		4800円	7620円		4200円	4920円

往診の加算額（一般的な診療所）

時間帯	初診料	往診料	計
時間内	2820円	7200円	10020円
時間外	3670円	13700円	17370円
深夜	7620円	20200円	27820円

※深夜は午後10時～翌午前6時。

※診療所とは医師、又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う施設で、患者の収容施設を有しないもの。又は19人以下の収容施設を有するもの。これに対して病院とは患者20人以上の収容施設を有するものを云う。両者は基本料金（基本診察料）に違いがあります。

例えば、毎週日曜に朝から夕方まで外来をしている診療所でも原則的には休日加算されるので注意して下さい。

詳細は、健康保険組合事務所までお問い合わせください。（内線 831-7200）